

龍ヶ崎市公共施設再編成の 第3期行動計画

令和5年3月
龍ヶ崎市

目 次

第1章	計画の概要	1
1	目的	2
2	位置付け	2
3	計画期間	3
4	計画の整理	3
5	フォローアップの実施	4
第2章	第2期行動計画の取組結果	6
1	計画概要	7
2	取組・成果	10
第3章	計画の取組	27
1	対象施設（事業）	28
2	取組	29
1	農業公園豊作村の今後の在り方の検討結果に基づく機能・事業運営の最適化	29
2	新学校給食センターの整備及び学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討	30
3	新保健福祉施設の整備	31
4	地域福祉会館利活用の検討	33
5	第二庁舎の再編成	34
6	森林公園の再整備	35
7	新長戸コミュニティセンターの整備及び長戸コミュニティセンター跡地の活用検討	36
8	職業訓練共同施設の今後の在り方の検討に基づく機能・事業運営の最適化	37
9	龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置の取組	38
10	公共施設跡地活用検討	40

第1章 計画の概要

1 目的

本市では、ニュータウン開発等の市街地整備に合わせて、昭和50年代後半から平成10年代前半にかけて、公共施設及びインフラ（以下「公共施設等」という。）を整備してきました。公共施設等をそのまま維持・拡大していくということになると、多額の維持管理・更新や事業運営費用等（以下「トータルコスト」という。）が必要となりますが、厳しい財政環境下にあること、さらには、財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、施設の総量を削減するなど、覚悟を持って公共施設等の再編成を行い、トータルコストの縮減に取り組んでいく必要があります。

また、その一方で、社会経済情勢の変化に伴う需要の変化や多様なライフスタイルへの対応など、市民にとって必要な機能は、維持・向上させていかなければなりません。このため本市では、決断の先送りや無理な借金で対応することなく公共施設等をマネジメントし、「早期決断・早期実行」していくことにより、公共施設等が担うべき必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して「公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営の両立を目指す」ことを目的として、本計画の上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を策定し取組を進めています。

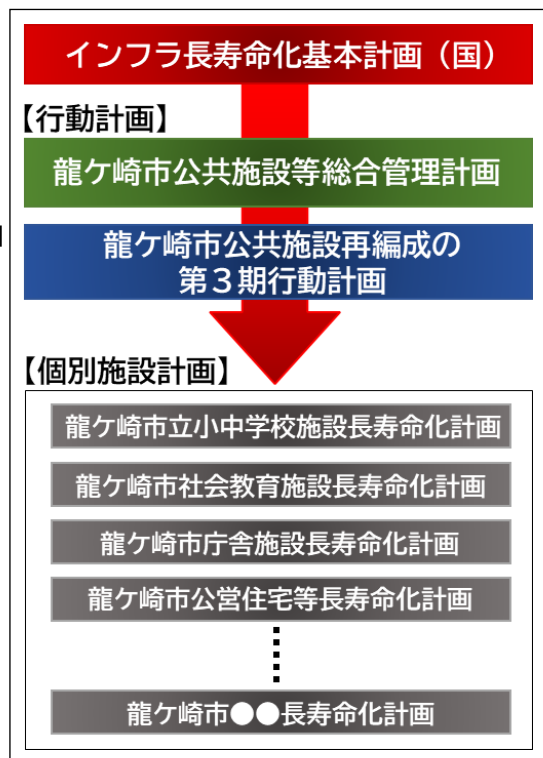
同計画では、公共施設等を対象に、市の資産の保有状況を把握・分析し、改修・更新費用等の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理しています。

本計画では、公共施設を対象に、同計画で示している「効果的・効率的な維持管理」、「機能（行政サービス）・事業運営の最適化」、「施設配置・総量の最適化」の3つの基本方針に基づき、これまで取り組んできた第1期・第2期行動計画の結果を踏まえ、中期で取り組む具体的な目標や実施工程等を示して着実に実行していくことにより、「全体最適化と持続可能な財政運営の両立につなげていくこと」を目的としています。

2 位置付け

本計画は、長期的な計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の下位に位置付けられ、同計画に基づき、中期における具体的な取組を示す行動計画です。

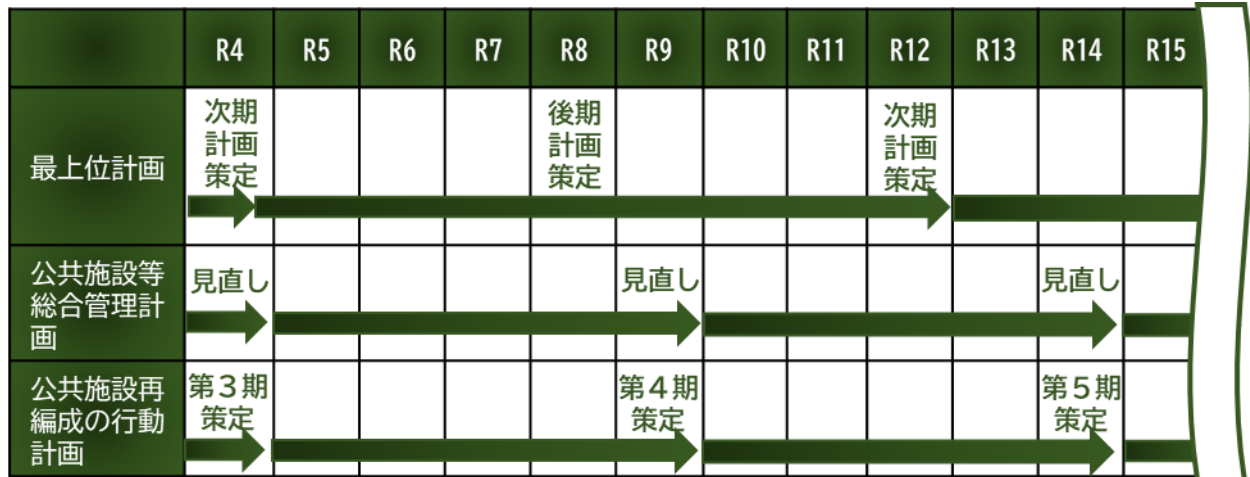
国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画として策定している「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」と、個別施設計画の間に位置する本市独自の計画です。



3 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とし、上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しと最終年度を合わせ、整合性を高めます。

また、本市の最上位計画の将来ビジョンや、同計画の中で、令和8（2026）年度までの基本的な施策の方向と体系、主要な事業や優先プロジェクトなどを示すものとして位置付けられている「前期基本計画」との関係にも留意しています。



4 計画の整理

上位計画である「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しに合わせ、本計画も含めて計画体系・構成の見直しを行い、計画関連冊子の集約、記載項目の追加や重複を回避する等、わかりやすく整理した上で、記載内容の充実も併せて図ることとしました。

この取組に伴い、本計画では、次のとおり取組体系及び対象施設（事業）を整理しています。

(1) 取組体系の整理

前計画である第2期行動計画の取組は、「総括的取組」（全公共施設を対象）と「個別施設の見直し」（54施設）に分けて取組を進めていましたが、「総括的取組」については、「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」と内容が重複していることから、同計画に基づく取組として整理し、本計画では前計画の「個別施設の見直し」に相当する取組のみに整理しています。

【第2期行動計画の取組体系】

総括的取組（全公共施設）

- ◆ 公共施設マネジメントの着実な推進
 - 意識啓発活動
 - 市民参加
 - PDCAサイクルの定着
- ◆ 計画的・効率的な維持管理
 - 施設点検
 - 施設情報整備
 - 計画的予防保全と長寿命化

個別施設の見直し（54施設）

- ◆ 計画編（縮充による再編成計画）49施設
 - 再編成の戦略協議
 - 再編成プラン・基本構想等策定
- ◆ 事業化編（再編成計画から事業化へ）5施設
 - 設計・工事の実施

(2) 対象施設（事業）の重点化

前記「(1)取組体系の整理」で示したとおり、取組体系を整理した上で、本計画の計画期間が5年間であることを踏まえ、集中的に取り組むべき施設（事業）を取捨選択し、あいまいな目標設定や工程となる施設を含めない形にすることにより、対象施設（事業）を重点化しています。この取組により、各年度の実施工程が明確になりPDCAサイクルが働きやすくなるほか、実効性が高くなるとともに業務の効率化につながります。

なお、計画策定時点で対象としていない施設（事業）についても、「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づく取組等の中で、具体的な目標や事業化の方向性が定まった施設については、追加施設として、対象施設（事業）と同様にフォローアップを行っていきます。

5 フォローアップの実施

(1) 評価等の手法（評価体制）

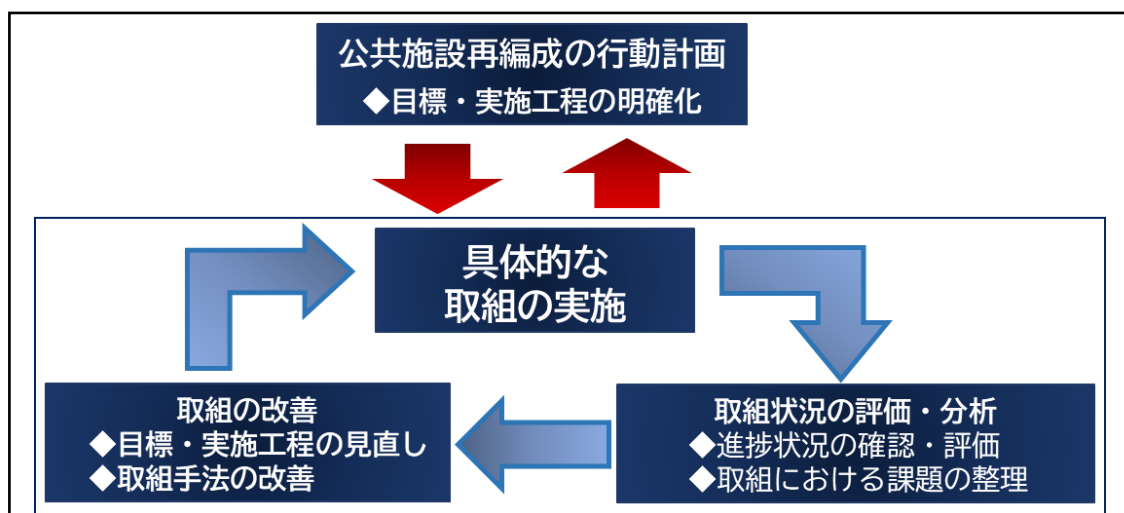
「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」第6章の2「フォローアップの実施」で示したとおり、公共施設等のマネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画の業務サイクルは、最初に本計画において「目標・実施工程を明確化」した上で、本計画に基づき、目標達成に向けた年度ごとの取組を行っていきます。

次に、この年度ごとの取組状況に対し、対象施設（事業）所管課において、年度終了に合わせて「進行管理シート」を作成し、進捗状況の評価や取組実績、今後の取組に向けた課題の整理等を設定します。ここで作成した「進行管理シート」については、行政内部において設置している「公共施設等マネジメント戦略会議」や、外部会議として、関係団体や学識経験者、公募の市民を委員とする「公共施設等マネジメント推進委員会」へ付議を行い、内部・外部両方の視点からチェックを入れ、最終的な進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて、目標や実施工程の見直しを行っていきます。

最後に、これらの評価に基づき、事業の見直しや改善策の検討を行い、その結果を次期計画の策定に反映していきます。

なお、計画期間中に事業の見直し等が行われた場合においては、進行管理の中で対応していくこととします。



進行管理シート（例）

公共施設再編成の第3期行動計画 進行管理シート

1 事業概要

事業名称			
中期目標			
事業関連施設	担当課	取組担当	

2 実施工程表

取組事項 年 度	①	②	③
令和5 (2023)			
令和6 (2024)			
令和7 (2025)			
令和8 (2026)			
令和9 (2027)			
令和 年度ま での計画期間 における進捗 評価			

3 令和 年度 of 取組実績

取組事項①
取組事項②
取組事項③

4 次年度の取組に向けた課題

--

第2章 第2期行動計画の取組結果

1 計画概要

(1) 計画期間

平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までの 6 年間

(2) 目的

持続可能な地域経営の観点から、主に老朽化が進む学校、保健センターなどの公共施設の統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現すること。

(3) コンセプト

公共施設の面積や施設コストを縮小・削減しつつも、施設機能は強化・充実させるという「縮充」を基本に、公共施設の既成概念に捉われず、公共施設の機能、在り様について市民とともに創造していく「新しいカタチ」づくりに引き続き取り組む。

「縮充による公共施設の新しいカタチを目指して」

(4) 対象施設

ア 総括的取組（85 施設）

平成 27（2015）年度策定時点の「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」対象 83 施設と、その後計画策定までに設置された「駅前こどもステーション」、「市民窓口ステーション」を加えた 85 施設（全施設）を対象としました。

	分類	施設数	施設
市民文化・社会教育系施設	コミュニティ関連施設（地域コミュニティ施設）	13	・ コミュニティセンター(13)
	コミュニティ関連施設（全市的コミュニティ施設）	3	・ 市民活動センター ・ 市民交流プラザ ・ 市街地活力センター「まいん」
	文化施設	1	・ 文化会館
	図書館	1	・ 中央図書館
	博物館	1	・ 歴史民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館等	4	・ 総合運動公園（たつのこアリーナ） ・ 総合運動公園（たつのこフィールド） ・ 総合運動公園（たつのこスタジアム） ・ 高砂体育館
	レクリエーション施設・観光施設	2	・ 農業公園豊作村 ・ 観光物産センター（民間施設の借上）
産業系施設	産業振興施設	1	・ 職業訓練校
学校教育系施設	学校等（小学校）	12	・ 小学校（12 施設）
	学校等（中学校）	6	・ 中学校（6 施設）
	その他教育施設	3	・ 学校給食センター（2 施設） ・ 教育センター
保健福祉系施設	保健衛生施設	1	・ 保健センター
	社会福祉施設	1	・ 地域福祉会館
	高齢福祉施設	2	・ 総合福祉センター ・ 元気サロン松葉館（松葉小学校内）
	障がい福祉施設	3	・ ひまわり園 ・ 地域活動支援センター

			・障がい児通所支援事業所つぼみ園（城南中学校内）
	児童福祉施設（保育所）	1	・八原保育所
	児童福祉施設（学童保育ルーム）	12	・保育ルーム（12施設）
	児童福祉施設（その他児童福祉施設）	2	・さんさん館 ・駅前こどもステーション（民間施設の借上）
公営住宅等	公営住宅等	3	・市営富士見住宅 ・市営奈戸岡住宅 ・市営砂町住宅
行政系施設	庁舎等	2	・市役所庁舎 ・第二庁舎
	庁舎等（出張所）	3	・西部出張所 ・東部出張所（さんさん館内） ・市民窓口ステーション（民間施設の借上）
都市基盤系施設	公園	3	・森林公園（管理棟等） ・ふるさとふれあい公園（アトリエ等） ・龍ヶ岡公園（管理棟等）
	駐輪場	3	・駐輪場（3）
その他施設	—	2	・市営斎場 ・北竜台防犯ステーション
合計		85	

イ 個別施設の見直し計画編（49施設）

（ア）複合化等による総量削減（39施設）

施設名		
・小学校（12）	・第二庁舎	・教育センター
・中学校（6）	・市街地活力センター「まいん」	・市民活動センター
・保育ルーム（12） ※ 小学校の再編成と連動	・障がい児通所支援事業所つぼみ園（城南中学校内）	・市営住宅（3）
・職業訓練校		

（イ）利用形態及び運営形態の改善（5施設）

施設名		
・中央図書館	・歴史民俗資料館	・文化会館
・森林公園（管理棟等）	・農業公園豊作村	

（ウ）他用途への転用（5施設）

施設名		
・西部出張所	・総合福祉センター	・地域福祉会館
・学校給食センター第一調理場	・学校給食センター第二調理場	

ウ 個別施設の見直し事業化編（5施設）

（ア）第1期行動計画で再編成計画が確定した施設

施設名		
・新学校給食センター	・新保健福祉施設	・旧長戸小学校

（イ）第2期行動計画で再編成が確定した施設（未定（順次決定））

施設名
—

(ウ)政策的な新規事業

施設名	
・ 道の駅	・ 農産物直売所

【参考】第1期行動計画

ア 総括的取組（全施設）

イ 個別施設の見直し（10 施設）

トライアル事業と位置付け、5つの事業 10 施設で実施しました。

事業名称	施設名
(1) 給食センターの一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上	① 学校給食センター第一調理場 ② 学校給食センター第二調理場
(2) 保健福祉施設の複合化・多機能化	③ 保健センター ④ 総合福祉センター ⑤ 地域福祉会館
(3) 庁舎機能の再編成と防災機能の強化	⑥ 庁舎（附属棟）
(4) 出張所機能の見直しによる市民サービスの向上	⑦ 西部出張所 ⑧ 東部出張所
(5) 統合に伴う学校施設の有効活用	⑨ 長戸小学校 ⑩ 長戸小保育ルーム

2 取組・成果

(1) 総括的取組

ア 公共施設マネジメントの着実な推進

(ア) 審議会等での検討

a 「公共施設等マネジメント戦略会議」による調査検討

第1期行動計画期間内である平成26（2014）年度に行政内部の組織として設置し、各部の副部長や公共施設の関係課等の長により構成されている同会議において、様々な議題について幅広い視点から調査検討を行いました。

【実施状況】

年度	開催回数	主な議題
平成 29 (2017)	4 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「学校跡地活用方針」の策定 ・小学校跡地活用の検討（旧長戸小学校、旧北文間小学校）
平成 30 (2018)	5 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・小学校跡地活用の検討（旧北文間小学校） ・新学校給食センター建設 ・「個別施設計画」の策定（旧北文間小学校、公営住宅等） ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の一部修正
令和元 (2019)	4 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「個別施設計画」の策定（社会教育施設、小中学校）
令和 2 (2020)	6 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・施設一体型小中一貫校整備の検討 ・「新保健福祉施設整備基本構想 2020」の策定 ・「個別施設計画」の策定（スポーツ施設、市庁舎、農業公園豊作村、コミュニティ施設外 10 分類） ・「公共施設跡地活用方針」の策定 ・公共施設跡地活用の検討
令和 3 (2021)	3 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・公共施設跡地活用の検討（サウディング型市場調査の実施等） ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直し方針 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定方針 ・市営駐輪場の今後の運営方針
令和 4 (2022)	6 回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・市有財産の売却等 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の改訂 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定 ・公共施設跡地活用の検討

b 「公共施設等マネジメント推進委員会」による調査審議

第1期行動計画期間内である平成26（2014）年度に外部の組織として設置し、関係団体の代表者や学識経験者、公募の市民で構成されている同委員会において、様々な議題について専門的視点や公共施設の利用者である市民の視点から、調査審議を行いました。

【実施状況】

年度	開催回数	主な議題
平成29 (2017)	1回	・「第2期行動計画」の進行管理
平成30 (2018)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の一部修正 ・「個別施設計画」の策定（旧北文間小学校、公営住宅等）
令和元 (2019)	1回	・「第2期行動計画」の進行管理
令和2 (2020)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「個別施設計画」の策定（社会教育施設、小中学校、スポーツ施設、市庁舎、農業公園豊作村、コミュニティ施設外10分類） ・「公共施設跡地活用方針」の策定 ・「新保健福祉施設整備基本構想2020」の策定
令和3 (2021)	2回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直し方針 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定方針
令和4 (2022)	4回	・「第2期行動計画」の進行管理 ・「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の改訂 ・「公共施設再編成の第3期行動計画」の策定 ・公共施設跡地活用の検討

(イ)PDCAサイクルの定着

進行管理シートを活用し、前記「(ア)審議会等での検討」で示した審議会等での意見聴取や評価を経て、毎年度、「取組」⇒「評価・課題の整理」⇒必要に応じた「実工程の見直し」⇒「取組」のサイクルで取り組んでいくことにより、PDCAサイクルの定着を図りました。

また、毎年度の進行管理により、進捗の遅れや原因が明確化され、的確な軌道修正等につながっていくとともに、対象施設所管課の意識向上にもつなげることができました。

(ウ)市民への情報提供や職員への意識啓発

a 市民フォーラムの開催

市民フォーラムを開催し、市民への情報提供を行うとともに、公共施設再編成について共に考える機会を設けました。

なお、公共施設再編成の取組には、市民の理解と協力が不可欠であることから、隔年で実施していくこととしていましたが、令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施直前で開催を断念しました。

【実施状況】

年度	参加者数	テーマ
平成29 (2017)	117名	「これからの公共施設再編成のあり方～学校を中心とする地域の将来ビジョンを描く」
令和元 (2019)	54名	「市民が関わる公共施設の再編成～ワクワクする公共施設を市民の手で！さあ若者の出番！～」
令和3 (2021)	中止	「公共施設の未来を考えよう」
令和4 (2022)	約180名	「公共施設を考えよう～官民連携で広がる新しいカタチ～」

b 市民への情報提供

情報の「見える化」に努め、「公共施設の稼働状況」をはじめ、「指定管理施設の評価結果」や策定した「施設分類別の個別施設計画」、「施設カルテ」などについて、市公式ホームページの体系を整理して掲載するとともに、市広報紙へ「第2期行動計画の取組状況」について毎年度掲載し、取組状況の周知に努めました。

また、新保健福祉施設や旧城南中学校の跡地活用等について、市公式ホームページを通じて積極的に市民から意見を募集し、方向性を決定する上での参考としました。

c 職員研修の開催

公共施設再編成の取組には、市民の理解と協力の前に職員の意識醸成が必要であり、職員自らが現状を認識し、考え、積極的に取り組んでいくことが重要であることから、毎年度、職員研修会を開催しました。

【実施状況】

年度	回数	内容
平成 29 (2017)	2回	①「地方公共団体の経営に活かす官民連携マネジメント」 ②「官民連携についての基本的事項の理解」、「先進事例の把握」、「新保健福祉施設整備や森林公園の施設老朽化への対策を例とした、官民連携の具体的手法の模索」
平成 30 (2018)	2回	「縮充が創り出す公共施設の新しい姿」
令和 2 (2020)	2回	「官民連携（PPP/PFI）について」
令和 3 (2021)	1回 ※ オンライン開催	「公共施設の課題解決が未来を創造する官民連携事業とは！最近の官民連携トレンド～新しい行動様式が「まちづくり」を変える～」
令和 4 (2022)	2回	「官民連携で進める公共施設マネジメント！～多様化する官民連携手法～」

イ 計画的・効率的な維持管理

（ア）施設現況の把握

施設の安全性の確保や施設の状態を確認するため、「龍ヶ崎市公共施設の適正管理に関する規則」に規定する「公共施設点検マニュアル」及び「公共施設点検チェックシート」に基づく点検等を、施設の状況に応じて年1回以上実施しました。

（イ）施設情報の整備

「公共施設保全マネジメントシステム（BIMMS）」を活用し、建物の基本情報や設備機器情報、修繕・改修等の工事履歴や燃料費等の情報を一元管理したほか、「施設カルテ」を3年ごと（平成30（2018）年度・令和3（2021）年度）、貸館機能を有する施設の「稼働状況調査」を毎年度取りまとめ、情報の集積・蓄積に努めました。

また、「固定資産台帳」については、平成28（2016）年度決算から、総務省の要請に基づいて統一的な基準により作成し、毎年度適切に更新しています。

(ウ)計画的な予防保全と長寿命化

公共施設の所管課において、毎年、点検・診断等の結果や集積・蓄積している工事履歴等の施設情報を基に、公共施設マネジメントを統括する「企画課」や営繕等を担当する「都市施設課」と協議を行った上で「中期5か年保全計画」を作成し、「施設の改修・更新周期」や再編成の検討状況を踏まえ、「予防保全型」の維持管理などの視点で、「企画課」、「都市施設課」、「財政課」等による一次査定・二次査定を経て、予算に反映させました。

また、令和4（2022）年度に予定していた「ライフサイクルコストの算定」については、イニシャルコストに当たる更新費用等を「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」の見直しに合わせて算定したほか、事業運営費を除く施設のランニングコストを、令和3（2021）年度に「施設カルテ」の作成に当たって算定し、行政コストとして掲載しました。

(エ)その他管理運営に関する主な取組

a 指定管理者制度

指定管理者の評価について、毎年度、施設所管課による一次評価を受け、「指定管理者選定委員会」による二次評価（最終評価）を行ない、指定管理者に対し改善点等の意見を出すことにより、施設運営の改善につなげました。

また、民間事業者のノウハウを活用することにより、運営経費の縮減や利用者のニーズに対応した質の高いサービスの提供が期待できることから、新たな施設について指定管理者を選定（指定）しました。

【計画期間内の指定管理者の指定等状況】

年度	施設名	指定管理開始（終了）日
平成 30 (2018)	歴史民俗資料館	平成 31 年 3 月 31 日（終了）
令和 3 (2021)	北文間運動広場（北文間体育館、北文間多目的広場）	令和 3 年 4 月 1 日（開始）
	図書館北竜台分館	令和 3 年 7 月 1 日（開始）
令和 4 (2022)	北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）	令和 4 年 4 月 1 日（開始）

b 公有財産の売却

今後に活用が見込めない未利用地について売却を行い、自主財源の確保に努めました。

【実績】※面積が 100 ㎡以上の未利用地

年度	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
件数	1 件	3 件	6 件	2 件	2 件	2 件

c ネーミングライツの導入

本市では、資産の有効活用により歳入を確保し、施設の安定的な運営、利用者サービスの向上を図ることを目的に、令和元（2019）年度にネーミングライツ事業を導入しました。

本事業は、市が所有する施設等の設置目的に支障を生じない範囲内で行うとともに、当該施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないことを基本原則として、施設等の愛称を命名する権利を民間事業者等に付与するものです。

【導入状況】

年度	施設名	愛称	期間
令和2 (2020)	龍ヶ崎市文化会館	大昭ホール龍ヶ崎	令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間
	龍ヶ崎市陸上競技場（たつのこフィールド）	流通経済大学龍ヶ崎フィールド	令和2年7月1日～令和7年6月30日までの5年間
	龍ヶ崎市野球場（たつのこスタジアム）	TOKIWAスタジアム龍ヶ崎	令和2年8月1日～令和7年7月31日までの5年間
令和3 (2021)	龍ヶ崎市総合体育館（たつのこアリーナ）	ニューライフアリーナ龍ヶ崎	令和3年12月1日～令和8年11月30日までの5年間

(2) 個別施設の見直し計画編 (49 施設)

ア 複合化等による総量削減 (39 施設)

(ア) 小学校 (12)・中学校 (6)・保育ルーム (12) ※保育ルームは小学校の再編成と連動

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
- 児童生徒の将来推計を踏まえ、適正規模・適正配置の観点から小中学校の再編成を検討します。また、子ども達のより良い教育環境の充実を図るため、施設分離型や施設一体型での小中一貫教育についても検討し、(仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針を策定します。 (仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針及び公共施設等総合管理計画を踏まえ、学校施設の長寿命化計画を策定します。 (仮称)龍ヶ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針に基づく再編成が行われた後の小中学校の跡地については、地域の活性化等に寄与する施設として民間活用を含め、有効活用を図るための跡地利用方針を定めます。ただし、市街化調整区域においては、都市計画法上、用途変更が限定されていることを踏まえた土地利用を図ります。 - 平成 28 (2016) 年度末をもって閉校となる北文間小学校については、跡地利用方針に沿って、地域住民と活用方法について検討します。	平成 29 (2017)	【小中学校】 「龍ヶ崎市新しい学校づくりに関する基本方針」を策定し、施設一体型小中一貫校の設置を目指すことを位置付け 【旧北文間小学校】 「龍ヶ崎市学校跡地活用方針」を策定 - 地域住民等との意見交換を行ったほか、民間事業者からの活用提案を受付
	平成 30 (2018)	【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画」の策定に向けた老朽化状況調査、現地調査及び調査結果の評価・分析を実施 - 将来的な学校統合に向けた現状把握や課題の整理、アンケート調査等を行い、「中間報告書」を作成 【旧北文間小学校】 - 活用方針を決定し、「龍ヶ崎市旧北文間小学校個別施設計画」を策定
	令和元 (2019)	【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画(案)」を作成 「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書(案)」を作成 【旧北文間小学校】 - 利活用に向けた第1～第3期校舎及びプールの解体工事実施設計を実施 - 第4期校舎及び体育館の改修に係る実施設計を実施
	令和2 (2020)	【小中学校】 「龍ヶ崎市立小中学校施設長寿命化計画」を策定 「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」を策定 - 将来的な施設一体型小中一貫校の設置に向けて保護者の意向を把握し、今後の検討に生かすため、長山中学校区PTA役員との意見交換を実施 【旧北文間小学校】 - 利活用に向けて第1～第3期校舎及びプールの解体を実施し、プール跡地に隣接する北文間コミュニティセンターと共用の駐車場を整備 - 体育館の改修工事を実施 - 第4期校舎の活用について、活用方針に基づいて再検討を行い、改修計画を整理 - 令和3(2021)年度から、体育館及びグラウンドを北文間運動広場(北文間体育館・北文間多目的広場)として設置し、指定管理者による管理運営とするため、条例改正や指定管理者の選定等を実施
	令和3 (2021)	【旧北文間小学校】 - 北文間運動広場(北文間体育館・北文間多目的広場)を開館 - 第4期校舎改修に係る修正設計を行い、1階をレクリエーション施設等に改修するための工事を実施 - 令和4(2022)年度から、改修後の第4期校舎を「スポーツサロン北文間館」として北文間運動広場に追加設置し、指定管理者による管理運営とするため、条例改正や指定管理者の選定等を実施
	令和4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
【小中学校】 令和8(2026)年度までに既存校舎等の長寿命化及び新規校舎等の整備を行い、長山中学校を受入れ校とした義務教育学校(長山中学校、松葉小学校、長山小学校の3校が対象)を令和9(2027)年度に開校します。 また、その他の小中学校についても、「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」の考え方を基本に、小学校同士の統合や施設一体型小中一貫校の整備について検討します。 さらに、統合により廃校となることが見込まれる学校施設については、跡地活用を検討します。 【旧北文間小学校】 第3期行動計画期間内は、北文間運動広場の効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対 象 ※ 旧北文間小学校を除く

(イ)職業訓練校

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
施設が老朽化し、生徒数が少ないことから、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会の会員である他市町等と協議して、廃止や他施設への移転を検討します。	平成 29 (2017)	職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会へのヒアリング等による現状把握
	平成 30 (2018)	職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会への負担金交付市町村である「取手市」、「牛久市」、「利根町」、「河内町」と今後の在り方について協議
	令和元 (2019)	これまでの協議結果等を整理した上で、今後の在り方について関係課協議等により検討
	令和 2 (2020)	「職業訓練校の今後の方針」を作成し、「施設を移転すること」、「新施設の設置主体を職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会とすること」等を決定 - 方針に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と協議を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
「職業訓練校の今後の方針」に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会や負担金交付市町との協議を行い、現在使用している建物からの移転等を検討します。		対 象

(ウ)第二庁舎

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
- 建物は更新時期にきていますが、現在地での建替えではなく、他施設への移転を検討します。 - 第二庁舎は全部借地のため、移転後は建物を解体し、借地を返還します。	平成 29 (2017)	現状把握を行い、本施設の機能や規模を確保できる移転先を検討
	平成 30 (2018)	- 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 - 移転までの施設の改修計画を作成
	令和元 (2019)	- 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 - 移転が決定するまでの適正な維持管理を実施
	令和 2 (2020)	- 本施設の機能や規模を確保できる移転先の検討を継続 「龍ヶ崎市庁舎施設長寿命化計画（個別施設計画）」を策定
	令和 3 (2021)	総合福祉センターや移転後の学校給食センター第一調理場等への機能移転に向け協議
	令和 4 (2022)	施設管理事務所の機能について、所管業務の今後の在り方等を踏まえ、一定期間施設を維持していくことも視野に検討を継続
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
行政機能として、道路管理等の現場業務を担っている「施設管理事務所」については、職員定数の削減や事務事業の見直し等の取組により、新規職員の採用を見送ってきており、40代が1番若い世代となっています。このような現状から第2期行動計画では、10～20年程度の使用を想定し、本施設の借地返還や廃止が見込まれている施設等の跡地活用を考慮しながら、他施設への移転を検討してきました。 これまでの検討から、移転可能な施設は絞られてきているものの、移転先施設の改修費用等費用対効果を勘案すると、今後の使用期間によっては、現施設で継続した方が効果が高くなることから、まず、行政機能としての「施設管理事務所の今後の方向性」について決定し、その検討状況を踏まえながら、機能の移転等について方向性を決定します。 また、本施設に入居している「公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター」については、上記検討を踏まえつつ移転を前提に協議を行い、早期に移転スケジュールを決定します。		対 象

(エ)市街地活力センター「まいん」

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 利用者が減少しているため、漫画とインターネットのサービス事業について見直し、中心市街地活性化に向けて起業支援や健康づくりなどの観点から必要な機能を検討します。 ・ 施設の老朽化が進行しており、耐用年数を考慮して、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。	平成 29 (2017)	・ 漫画コーナーとインターネットコーナーの利用者へのアンケート調査等による現状把握を実施 ・ 中心市街地活性化を目的に、レンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」を整備
	平成 30 (2018)	・ レンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」の利便性向上のため、トイレ等の改修を実施 ・ 市民意識調査等を踏まえ、新たな活用策として、高齢者層を主な対象に健康寿命の延伸を目的としたプログラムの定期的な提供等を目的とした「(仮称) まいん「元気」サポートセンター設置案」を作成 ・ 新施設の設置に向けた実施設計を実施
	令和元 (2019)	・ 実施設計に基づいて改修工事を実施し、「まいん「健幸」サポートセンター」を建物1階に設置
	令和2 (2020)	・ 効果的な講座の開催等、事業を充実 ・ 「龍ヶ崎市まいん「健幸」サポートセンター長寿命化計画（個別施設計画）」を策定
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設の入居する建物は、1階を「まいん「健幸」サポートセンター」、2階を「商工会」、3階をレンタルオフィス「Match-hako 龍ヶ崎」として複合施設として使用されています。 「まいん「健幸」サポートセンター」は、令和元（2019）年度に1階を改修して開館しており、新しい施設となっていますが、建物は、昭和39（1964）年建築で老朽化しており、実際に使用できる期間は10年程度と推測されます。 このようなことから、10年後を見据えて「商工会」と意見交換を進めて行き、第4期行動計画の中で、具体的な方針を決定します。		対象外

(オ)障がい児通所支援事業所つぼみ園

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 新保健福祉施設に機能を移転した後の地域福祉会館新館につぼみ園を移転するなど、他施設を有効活用する方向で検討します。	平成 29 (2017)	・ 現状把握や課題の整理を行い、十分な個別療育を行うための療育室の不足が課題であると整理を行った。この結果を受け、課題解決に向けて施設の移転先を検討した結果、地域福祉会館新館への移転が最善と判断し、移転後の療育室の配置案を作成
	平成 30 (2018)	・ 施設移転後の運営を見据え、「利用定員」、「専門職員を含めた職員体制」、「設備」を検討し、報告書を作成
	令和元 (2019)	・ 施設整備や運営面の参考とするため先進地視察等を行い、事業内容を具体的に検討
	令和2 (2020)	・ 新保健福祉施設の機能の再検討や建物を使用している城南中学校の廃校時期等の状況の変化に伴い、新たな方向性で「障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転について」を作成し、「令和3（2021）年度に旧八原市営住宅跡地へ新施設を建設し移転すること」、「将来的な児童発達支援センター化のため、職員体制を見直すこと」等を決定
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、他施設への移転の方向性を示し検討を進めてきましたが、令和3（2021）年度にリースにより建物を建築し、令和4（2022）年度から「龍ヶ崎市こども発達センターつぼみ園」として設置しました。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(カ)教育センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 施設の老朽化が進行しており、大規模改修の時期にあるため、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。	平成 29 (2017)	・ 施設の長寿命化を視野に、改修箇所の抽出や優先順位の設定を行い、改修計画を作成
	平成 30 (2018)	・ 外壁塗装や屋上防水工事、トイレ改修等の長寿命化改修を実施
	令和元 (2019)	・ 同一敷地内の旧馴馬小学校体育館及びプールを解体
	令和 2 (2020)	・ 「龍ヶ崎市コミュニティ施設・教育センター長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、施設の長寿命化を決定 ・ 今後の施設利用を考慮し、下水道接続工事を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、屋上防水・トイレ改修等長寿命化改修を行うなど、長寿命化の方向性が決定しています。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(キ)市民活動センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 施設の老朽化が進行しており、大規模改修の時期にあるため、施設の長寿命化又は他施設への移転を検討します。	平成 29 (2017)	・ 施設の長寿命化を視野に、改修箇所の抽出や優先順位の設定を行い、改修計画を作成
	平成 30 (2018)	・ 外壁塗装や屋上防水工事、トイレ改修などの長寿命化改修を実施
	令和元 (2019)	・ 同一敷地内の旧馴馬小学校体育館及びプールを解体
	令和 2 (2020)	・ 「龍ヶ崎市コミュニティ施設・教育センター長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、施設の長寿命化を決定 ・ 今後の施設利用を考慮し、下水道接続工事を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、屋上防水・トイレ改修等長寿命化改修を行うなど、長寿命化の方向性が決定しています。このため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(ク)市営住宅（3）

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 公営住宅等長寿命化計画の見直しが平成 30（2018）年度にあるため、施設設備の維持更新について試算したうえで、廃止を含めて今後の公営住宅の在り方を検討します。 ※ 公営住宅等長寿命化計画の見直しは、公共施設等総合管理計画の主旨に基づき行います。	平成 29 (2017)	・ 長寿命化計画の見直しに向けた現状把握や課題の整理を行い、基本方針を決定
	平成 30 (2018)	・ 長寿命化に関する基本方針のほか、長寿命化を基本とした修繕や施設の改善事業について実施方針を決定し、将来的な奈戸岡住宅の用途廃止について検討していくことを示した、「龍ヶ崎市公営住宅等長寿命化計画」を策定
	令和元 (2019)	・ 社会経済情勢の変化に対応するため、「市営住宅管理条例」及び「同施行規則」を改正 ・ 長寿命化計画に基づく改善事業の実施を検討
	令和 2 (2020)	・ 管理運営手法の見直しとして、運営を市直営から業務委託へ転換 ・ 若年層や高齢者等ターゲットを絞った市営富士見住宅の改修プランを検討
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
用途廃止を検討していく奈戸岡住宅は、昭和 63（1988）年度の建築であり、当面の間、使用していくことを想定しているため、第3期行動計画期間内は、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

イ 利用形態及び運営形態の改善（5施設）

(ア)中央図書館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
1階は閲覧スペース、展示スペース、蔵書スペース確保のため書架の配置を見直します。 2階は、和室・ギャラリー等を改修し、利便性の向上を検討します。	平成 29 (2017)	1階閲覧室の配置変更を実施し利便性を向上したほか、和室のフロア化を計画 2階ギャラリーを休憩スペースとして活用
	平成 30 (2018)	1階和室のフロア化に向けた実施設計を実施したほか、利用者が安心して利用できるよう防犯カメラを設置
	令和元 (2019)	「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画（案）」の作成 1階和室をフロア化するための改修工事を実施
	令和2 (2020)	「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定 2階和室及びギャラリーについて、コロナ禍において、ソーシャルディスタンスを保ちながら安心して利用してもらえるよう早期に改修方針を作成し、「和室をフロア化して学習スペースへ改修すること」、「ギャラリーにゆったりとしたカフェのような個の座席を配置すること」を決定し、契約作業に着手
	令和3 (2021)	進行管理終了
	令和4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、1階閲覧スペース・和室、2階和室・ギャラリーともに利便性向上のための改修を行ってきました。第3期行動計画期間内は、ソフト面におけるサービス向上を図りつつ、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(イ)歴史民俗資料館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
- 展示室を可動式に改修するなど、常設展示だけでなく企画展示・多目的利用ができるよう検討します。 - 将来的な運営の在り方について検討します。	平成 29 (2017)	- 常設展示室リニューアルに向けた検討を実施 - 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	平成 30（2018）年度末の指定期間の満了を以って、指定管理施設から市直営の施設とする方針を決定 【市直営への変更理由】 学術的な調査研究は、専門性や長期的な視点での取組を要することから、期間や人材確保の点において、指定管理者では成果を出しにくいこと。 また、今後の文化財等の歴史的資源を活用し、シビックプライドの醸成やまちの活性化につなげる取組を推進していくため。
	令和元 (2019)	「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画（案）」を作成 「連絡調整会議規程」を定め、文化財などの歴史的資源を活用し、シビックプライドの醸成やまちの活性化につなげる取組の検討を進めるため、連絡調整会議を発足
	令和2 (2020)	「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定 - 展示室等の改修について、費用対効果を考慮し、全体改修ではなく部分的に展示を改修していく方向性を示し、計画作成に向けて、展示の必要性等について「展示評価票」による評価を実施
	令和3 (2021)	「展示評価票」を基に、エントランスホールの展示方法等の見直しに向け、改修計画を作成
	令和4 (2022)	進行管理終了
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、市直営の運営に変更するとともに、展示室について、費用対効果を考慮し、部分的に魅力ある展示に変更していく方向性とししました。第3期行動計画期間内は、必要な内装の改修等を行いながら、工夫を凝らした展示を行っていくとともに、建物の築年数も30年を経過したことから、効果的・効率的な維持管理を行っていきます。		対象外

(ウ)文化会館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っています。 ・ 利用者がくつろげる空間創出など、利用者の利便性の向上を目指します。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。	平成 29 (2017)	・ 予防的な維持補修のため、大ホールの非構造部材耐震化工事を計画 ・ 利用者の利便性向上のため、休憩スペース確保の検討を行ったほか、大規模イベント時の駐車場の混雑緩和について、駐車場の拡張工事を実施 ・ 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	・ 通常のイベント開催時にロビーで食事を取れるよう変更し、ロビーが使用できない場合には、玄関前等に臨時的休憩スペースを確保する等、利用者の利便性向上につながる取組を実施 ・ 指定管理者による管理運営の継続を決定
	令和元 (2019)	・ 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画（案）」を作成
	令和 2 (2020)	・ 「龍ヶ崎市社会教育施設長寿命化計画」を策定
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、運営方法の検討や予防的な改修を計画的に行うとともに、施設の利便性向上に取り組んできました。 第3期行動計画期間内においても、これまで同様、計画的に予防保全型の維持管理を継続していくとともに、適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(エ)森林公園（管理棟等）

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 森林公園が担ってきた役割や提供してきたサービスを見直し、さらに付加価値の創出を検討します。 ・ そのうえで、管理棟、トイレ、キャビンハウス、ログハウスの更新計画を策定していきます。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。	平成 29 (2017)	・ 現状把握を実施 ・ 官民連携（PPP/PFI）手法の導入を視野に、管理運営手法を検討
	平成 30 (2018)	・ 官民連携（PPP/PFI）手法の1つである「公募設置管理制度（Park-PFI）」の導入を見据え課題を整理
	令和元 (2019)	・ 借地となっている公園用地の在り方を検討 ・ 官民連携（PPP/PFI）手法の導入に向けた調査研究を実施
	令和 2 (2020)	・ 公園用地の買収に向け、法令関係の整理や国庫補助事業の活用等、課題を整理 ・ 施設のリニューアルに向けて課題を整理し、「施設の再整備に関するスケジュール（案）」を作成 ・ 民間事業者等へ広く意見を聞くため、「森林公園の魅力度アップに向けたサウンディング型市場調査」に着手
	令和 3 (2021)	・ 「森林公園の魅力度アップに向けたサウンディング型市場調査」を完了し、再整備スケジュールを決定 ・ 再整備に向けて、令和4（2022）年度に予定している「緑の基本計画」を策定するため、「みどりに関する市民アンケート」を実施
	令和 4 (2022)	・ 森林公園を拠点公園と位置付け、「緑の基本計画」を策定 ・ 既存施設の更新及び新規施設整備、官民連携（PPP/PFI）を基本とした管理運営手法を検討し、公募指針の作成等、再整備の準備を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、大規模公園としての付加価値創出のため、再整備に向けた検討を進めてきました。 第3期行動計画期間内においては、計画を具体化し、民間事業者等との連携を視野に、交流人口の増加や地域活性化に資する拠点施設として再整備し、供用を開始します。 なお、再整備に関し、建物を伴う公園施設の設置やその後の維持管理、事業運営については、縮充の視点で持続可能なものとなるよう、積極的に民間資金やノウハウを導入できる枠組みとすることを基本とします。		対 象

(オ)農業公園豊作村

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 順次計画を立てて、予防的な維持改修を行っていきます。 ・ 将来的な運営の在り方について検討します。	平成 29 (2017)	・ 現状把握や課題の整理、他市町村施設の視察等を行い、「龍ヶ崎市農業公園豊作村（湯ったり館）に関する調査報告書」を作成 ・ 指定管理者による管理運営継続の是非等、将来的な運営の在り方について検討
	平成 30 (2018)	・ 指定管理者による管理運営を5年間継続することを決定 ・ 今後5年間の改修計画を作成
	令和元 (2019)	・ 利用者の減少を踏まえ、新たなサービスの提供を実施
	令和 2 (2020)	・ 「龍ヶ崎市農業公園豊作村長寿化計画（個別施設計画）」を策定
	令和 3 (2021)	・ 将来的な運営の在り方について、利用者の減少や大幅な赤字を踏まえて関係課協議を行い、令和 5（2023）年度の次期指定管理者選定手続き開始に向けて、今後の運営方針の決定時期を令和 4 年（2022）10 月に決定
	令和 4 (2022)	・ 現状把握や先進事例調査、民間事業者等へのヒアリング等を行い、今後の施設の運営の在り方について方針を決定
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、計画的に予防的な改修を行うとともに、将来的な運営の在り方について検討を進めてきました。第3期行動計画期間内においては、決定した方針に基づいて具体的な見直しに着手していきます。 なお、令和 4（2022）年度に民間事業者等へヒアリングを行った結果、指定管理者による事業運営を継続した場合においても、制度設計等により運営の改善が見込める可能性があることから、施設の成り立ちも踏まえて地域と意見交換を行いながら、施設の民間事業者等への売却も除外せず、見直しを進めて行きます。		対 象

ウ 他用途への転用（5施設）

(ア)西部出張所

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
・ 西部出張所は、第1期行動計画の「市役所出張所機能の見直しによる市民サービスの向上」対象施設であり、市民窓口ステーション開設やマイナンバーカードを活用した各種サービスの充実などを踏まえ、廃止を含めて今後の在り方を検討します。 ・ 解体撤去した場合は、馴染みコミュニティセンターの駐車場等として利便性を図ります。	平成 29 (2017)	・ 利用状況等の現状把握を実施
	平成 30 (2018)	・ 市民窓口ステーション設置に伴う利用状況等推移の変化を把握
	令和元 (2019)	・ 利用状況等推移を継続調査
	令和 2 (2020)	・ 「龍ヶ崎市行政系施設（出張所）長寿化計画（個別施設計画）」を策定。この中で、平成 31（2019）年3月策定の「龍ヶ崎市立地適正化計画」において、佐貫市街地に行政窓口機能を誘導することとされたことを踏まえ、当面の長寿化及び佐貫駅前周辺を見据えた、将来的な佐貫市街地の都市機能誘導区域内への移転について方向性を示した。
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第1期行動計画から、「市役所出張所機能の見直しによる市民サービスの向上」として取り組んできており、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付等の開始や平成 28（2016）年度の市民窓口ステーションの開設を踏まえ、第2期行動計画期間の中で、「廃止を含めて今後の在り方を検討する」ことに取り組んできました。 第2期行動計画期間中に、平成 31（2019）年3月策定の「龍ヶ崎市立地適正化計画」で「佐貫市街地への行政窓口機能の誘導」を示すとともに、同計画を踏まえて令和 2（2020）年度に策定した行政系施設の個別施設計画の中でも同様の方向性を示した上で、具体化に向けては、タイミング等様々な状況が影響してくることから、断続的に検討を進めて行くこととしています。 今後、出張所機能は、情報技術の活用により建物を持たない新しい形も想定されることから、令和 8（2026）年度に予定している「龍ヶ崎市立地適正化計画」の見直し等を踏まえ、検討状況に応じて第3期行動計画での進行管理対象施設への追加を行っていきます。		対象外

(イ)総合福祉センター

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
- 障がい者デイサービス機能の移転先を検討し、総合福祉センターを廃止します。 - 廃止後は建物の解体又は減築して転用するなど跡地利用を検討します。 【令和3（2021）年度から変更】 「高齢者の生きがいづくりの拠点」としての具体的な活用方法を検討します。	平成 29 (2017)	- 移転までの施設の改修計画を作成 - 障がい者デイサービスの移転協議を行った結果、移転先確保が困難であるため、当面の維持を決定
	平成 30 (2018)	- 障がい者デイサービスの移転先の検討を継続 - 指定管理者による管理運営を5年間継続することを決定
	令和元 (2019)	- 新保健福祉施設の新たな機能の追加等の検討によるスケジュール変更を踏まえ、移転までの施設の改修計画を作成 - 年間利用者数・満足度について、施設の数値目標達成に向けた取組を実施
	令和 2 (2020)	「龍ヶ崎市高齢福祉施設長寿化計画（個別施設計画）」を策定 「新保健福祉施設整備基本構想 2020」策定の過程で、移転せずに活用していく方向性を決定
	令和 3 (2021)	- 貸館の団体利用を可能とするため、設置及び管理に関する条例及び同施行規則を改正 - 施設の継続使用に向けた改修計画を作成
	令和 4 (2022)	- ふるさとふれあい公園との有機的連携や新規事業の展開等による利用者増加の取組を検討 - 既存機能の見直し等、「高齢者の生きがいづくりの拠点」として今後の事業展開を検討するとともに、新たな利用計画に沿った施設の改修計画を検討
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、「新保健福祉施設への機能の集約による施設の廃止」を方向性として取組をはじめましたが、令和3（2021）年度から、新保健福祉施設への移転ではなく「高齢者の生きがいづくりの拠点としての活用」にシフトし、具体的な活用方法について検討を行ってきました。 第3期行動計画期間内においては、事業展開を具体化するとともに、廃止を想定し抑制的であった施設の改修について、新たな計画に沿った形で計画的に行っていくなど、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

(ウ)地域福祉会館

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
- 社会福祉協議会事務所は、建設が計画されている新保健福祉施設に移転予定です。 - 地域福祉会館本館は、耐震性能への不安や老朽化による劣化が顕在化していることから、新保健福祉施設建設後、解体します。 - 地域福祉会館新館は、建物耐用年数があるため、公共施設としての機能を維持していきます。また市役所に近接する建物であることを考慮し、有効活用を検討します。 【令和3（2021）年度から変更】 - 福祉のまちづくりの実現を目指す社会福祉協議会の拠点として、ボランティアを中心とした発展的な活用案を検討します。	平成 29 (2017)	- 移転までの施設の改修計画を作成 - 障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転を検討
	平成 30 (2018)	障がい児通所支援事業所つぼみ園の移転の検討を継続
	令和元 (2019)	新保健福祉施設の新たな機能の追加等の検討によるスケジュール変更を踏まえ、移転までの施設の改修計画を作成
	令和 2 (2020)	「龍ヶ崎市地域福祉会館・ふるさとふれあい公園長寿化計画（個別施設計画）」を策定 「新保健福祉施設整備基本構想 2020」策定の過程で、移転せずに活用していく方向性を決定
	令和 3 (2021)	- 施設の継続使用に向け、施設が古い本館の耐震診断を実施し、耐震性能を有していることを確認 - 発展的な活用に向けた現状把握を実施
	令和 4 (2022)	新保健福祉施設の実施設設計に向けた再検討を行った結果、施設の1階へ福祉窓口を集約していくこととなったことから、地域福祉を担っている社会福祉協議会と再度移転に向けた協議を行った結果、同施設への移転が決定した。このため、年度当初に計画していた報告書の作成や、活用計画に沿った改修計画の検討は行わず、同施設に移転する機能と、ボランティアセンター等地域福祉会館に一部残す機能や備品等について、社会福祉協議会と協議し、整理・検討を行った。
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の方向性として、「新保健福祉施設への機能の集約により、社会福祉協議会移転後、本館は解体、新館は有効活用」を掲げて取組を開始しましたが、令和3（2021）年度に、新保健福祉施設への移転ではなく「ボランティアを中心とした発展的な活用」にシフト、令和4（2022）年度に再度、同施設への移転となるなど、公共施設再編成の流れの中で、二転三転しました。 第3期行動計画期間内においては、移転に向けて社会福祉協議会と協議を行っていくとともに、移転後の施設の跡地活用について早急に検討を行い、有効活用につなげていきます。		対 象

(エ)学校給食センター第一・第二調理場

課題解決に向けた方向性	年度	主な取組実績
学校給食センターは一部屋の区切りが広く、天井が高い、プラットホームがある等の特徴を生かし、公共施設として有効活用を検討します。	平成 29 (2017)	・ 移転までの施設の改修計画を作成
	平成 30 (2018)	・ 移転までの施設の適正な維持管理を実施
	令和元 (2019)	・ 移転までの施設の適正な維持管理を実施
	令和 2 (2020)	「龍ヶ崎市公共施設跡地活用方針」を策定 - 公共施設等マネジメント戦略会議における有効活用の検討
	令和 3 (2021)	- 公共施設等マネジメント戦略会議等における有効活用の検討を継続 - 民間事業者等の活用の可能性を把握するため、サウンディング型市場調査を実施
	令和 4 (2022)	公共施設等マネジメント戦略会議等における有効活用の検討を行い、第二調理場は解体し、跡地を龍ヶ崎西小学校の駐車場としての活用、第一調理場は、民間事業者等による活用を第一に、活用に至らない場合には、解体を行う方向性を示した。
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、新学校給食センター整備に伴う移転により跡地となることが決定していることから、他用途への転用を検討してきましたが、公共施設としての積極的な需要は無く、また、市街化調整区域であり、民間需要も見込みが薄いことから、第二調理場は解体を決定し、第一調理場は民間活用に可能性を残すものの、活用に至らない場合には解体を行うことを決定しました。 第3期行動計画期間内においては、決定した方向性で取組を進め、総量の最適化を図っていきます。		対 象

個別施設の見直し計画編（49 施設）総括

計画編では、修繕費や改修費が掛かる施設や、施設で提供しているサービスが市民ニーズに合わなくなってきた施設など、「改修計画」、「類似機能」、「利用者減少」、「利用形態改善」、「運営形態改善」、「転用検討」の6つの視点から、縮充による再編成計画を立てる施設を選定し取組を行いました。

主な取組としては、施設の種類ごとを基本に、施設の利用状況や劣化状況、改修履歴等の現状を整理した上で、今後の施設の方向性などを示した「小中学校施設長寿命化計画」や「社会教育施設長寿命化計画」など、対象施設に関する14の個別施設計画を策定しました。

また、施設により計画の策定とは別に、具体的な利便性向上のための施設改修や方針の検討などに取り組んだほか、公共施設全体を対象とする「公共施設跡地活用方針」を策定し、用途廃止となった（予定を含む）施設について、新たに公共施設としての活用を検討するための庁内意向調査や、民間事業者等から活用の可能性について意見を徴取する「サウンディング型市場調査」を実施するなど、跡地活用の検討にも取り組みました。

これらの第2期行動計画の取組を踏まえ、第3期行動計画では、25施設を進行管理の対象施設（事業）とし、「継続的な取組」または「新たな視点も踏まえた具体的な取組」を行っています。

(3) 個別施設の見直し事業化編（5施設）

ア 第1期行動計画で再編成計画が確定した施設

(ア)新学校給食センター（給食センターの一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上）

見直し方策	年度	主な取組実績
- 学校給食センター第一調理場と第二調理場を統合し、施工者のノウハウを反映できる設計・施工一括発注方式で整備します。 - 建設地は、龍ヶ崎市馴馬町の教育センター・市民活動センターの東側を予定しています。 - 建替えにより、衛生環境を改善し、新たにアレルギー除去食に対応するなど機能強化を図ります。 - 最大提供食数は6,500食ですが、将来的に児童生徒数が減少する推計を踏まえ、運営方法を工夫することで延床面積等を縮小するなどコスト削減に留意します。	平成29 (2017)	- 建設候補地の検討 - 整備に向けた基本計画の策定
	平成30 (2018)	- 建設候補地の検討及び選定 - 不動産鑑定及び境界確定を実施
	令和元 (2019)	- 建設地の地権者と土地の売買契約を締結 - 基本計画の修正業務を実施し、建設地の変更に伴うスケジュールの再検討を実施
	令和2 (2020)	- 総合評価方式により落札事業者を決定し、契約を締結 - 事業地の調査測量を実施 - 国庫補助申請手続きを実施
	令和3 (2021)	- 施設に関する基本設計及び実施設計を実施 - 建設地の造成関係工事を実施 - 下水道工事実施設計を実施
	令和4 (2022)	- 施設の建築及び電気等設備、下水道管路工事を実施 - 効率的な運用方針の決定、供用開始後の運用を検討
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和2（2020）年度の供用開始を目指し取組を開始しましたが、当初予定していた建設予定地の交渉がまとまらず、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度の供用開始に工程を見直し、取組を行ってきました。 第3期行動計画期間内においては、令和5（2023）年度9月の供用開始を目標に建設工事を進めていくとともに、運用について検討を行っていきます。		対 象

(イ)新保健福祉施設（保健福祉施設の複合化・多機能化）

見直し方策	年度	主な取組実績
- 保健センター、総合福祉センター、地域福祉会館を統合し、新保健福祉施設を建設します。 - 現在、各施設で行っている業務を見直し、民間活力による市民交流機能の追加を行ないます。 - 市民利用度の高い施設のため、市民ワークショップ等を開催し、施設の価値を明確にした設計となるよう調整します。 - 建設地は市役所東側隣接地を予定しています。	平成29 (2017)	世代間交流機能の追加等、施設全体の機能向上に向けた先進地視察を実施
	平成30 (2018)	施設規模や機能等の見直し案を作成
	令和元 (2019)	市全体の財政負担の調整と後年度負担の検討により、基本構想から時間が経過したことから、社会経済情勢の変化等に対応するため、新たな機能の追加等を検討し、見直し案を作成
	令和2 (2020)	- 現状把握や課題の整理を実施 - 児童福祉分野での連携や機能強化、新型コロナウイルス感染症対策で求められる機能のほか、高齢者福祉分野において、地域包括支援センターに求められる機能の強化や施設の拡充等、課題解決に向けた施設規模等を踏まえ、「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備基本構想 2020」を策定
	令和3 (2021)	- 関係課で組織する「龍ヶ崎市新保健福祉施設整備検討会議」を発足し検討を実施 - 基本設計を実施 - 実施設計に向け、機能等の再検討を実施
	令和4 (2022)	機能の再検討結果等を反映した実施設計を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和4（2022）年度の供用開始を目指して整備を行っていくことを方向性とし取組を行ってきましたが、市全体の財政負担の調整と後年度負担の検討により、基本構想から時間が経過したことから、社会経済情勢の変化へ対応した、新たな機能を加えていくことなどを検討するため、令和元（2019）年度に実施工程を見直した上で、令和2（2020）年度に新たに「新保健福祉施設整備基本構想 2020」を策定し、令和4（2022）年度から実施設計に取り組んでいます。 第3期行動計画期間内においては、令和5（2023）年度6月までに実施設計を完了し、令和7（2025）年度の供用開始に向けて建設工事を行っていくほか、3階に予定している「市民交流スペース」の運営についての検討や、福祉機能の集約に伴い空きが生じる市庁舎の機能の再配置の検討を行っていきます。 また、令和7（2025）年度に現保健センターを解体し、借地部分の所有者への返却を行います。		対 象

(ウ)旧長戸小学校（統合に伴う学校施設の有効活用）

見直し方策	年度	主な取組実績
- 市民のスポーツを通じた健康づくりの場として、体育館及び旧長戸小保育ルーム、グラウンドを活用していきます。 - 長戸コミュニティセンターの再築の際は、その敷地に供します。 ※ 旧長戸小学校への進入道路の拡幅についても検討します。	平成 29 (2017)	・ 事業スケジュールの検討及び地域住民への説明
	平成 30 (2018)	・ 施設への進入道路拡幅に向けた測量及び実施設計の実施
	令和元 (2019)	- 所有権移転登記及び境界確定業務の実施 - 新長戸コミュニティセンターの基本設計に向け、地元住民との意見交換を実施
	令和 2 (2020)	- 境界確定、土地評価、不動産鑑定及び補償調査を実施 - 地域住民との協議を経て、災害時における福祉避難所機能の充実を踏まえた基本設計及び校舎解体工事の実施設計を実施
	令和 3 (2021)	- 進入道路拡幅に向け、用地を取得 - 地域住民への説明を行いながら、校舎の解体工事を実施 - 実施設計に向け、機能等の再検討を実施
	令和 4 (2022)	- 進入道路拡幅に向けた市道 3-309 号線道路改良工事を実施 - 機能の再検討結果等を反映した実施設計及び体育館改修工事の実施設計を実施
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和元（2019）年度までにスポーツを通じた健康づくりの場として活用するため、校舎の解体及びグラウンドの改修に向けて取組を開始しましたが、平成 29（2017）年度の事業化検討に伴い、長戸コミュニティセンターを敷地内で建替え、移転することが決定したことから、平成 30（2018）年度から工程を見直し取組を進め、令和 4（2022）年度から実施設計を行っています。 第3期行動計画期間内においては、令和 5（2023）年度 6 月までに実施設計を完了し、令和 6（2024）年度の供用開始に向けて建設工事を行うとともに、進入路の拡幅工事完了に向けて取組を行っていきます。 また、跡地となる長戸コミュニティセンターについて、活用を検討します。		対 象

イ 政策的な新規事業

(ア)道の駅

新規施策	年度	主な取組実績
- 地域活性化と本市の認知度向上を目指し、本市産品の販路拡大や地域情報の発信機能の強化に向けた拠点となる道の駅を設置します。 - 平成 28（2016）年度には、道の駅プロジェクト課を設置し、基本計画を策定しました。 - 建設地として、市西部国道 6 号沿いが予定されています。	平成 29 (2017)	- 牛久沼活用構想との整合等を図るため、事業スケジュールを見直し - 設計業務に着手するとともに、護岸改修工事実施設計を実施
	平成 30 (2018)	- 指定管理候補者を選定 - 施設の基本設計を完了し、実施設計を実施 - 整備予定地の伐開及び整地工事の実施 - 護岸改修工事修正設計を実施 - 場外の上下水道管理敷設実施設計を実施
	令和元 (2019)	- 護岸改修工事の実施手法の決定 - 施設の実施設計を完了
	令和 2 (2020)	- 整備地内の埋設物について、測量等を実施 - 駐車場部分の液状化対策の検討
	令和 3 (2021)	- 護岸改修工事の修正設計を完了 - 整備地内の埋設物残置について協議を継続 - 駐車場部分の液状化対策の協議を継続
	令和 4 (2022)	- 施設整備の再検証を行い、結果を公表 - 市民の意見を徴取して課題の整理を行い、整備の方向性を決定
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画の中で、令和元（2019）年度の供用開始を目指し取組を開始しましたが、軟弱地盤に伴う護岸改修工事の工法検討や敷地内の不測の埋設物、駐車場部分の液状化対策等、課題が多く出てきたことから、実施工程を時期未定として見直し、令和 4（2022）年度に概算事業費や収支状況等の再検証を行い、整備の方向性を決定しました。 第3期行動計画期間内においては、決定した方向性に基づき取組を行っていきます。		対象外

(イ)農産物直売所

新規施策	年度	主な取組実績
・ 農業振興対策、竜ヶ崎地方卸売市場廃止に伴う農産物受入先確保として、農産物直売所を設置します。	平成 29 (2017)	・ 施設開設に向けた出荷体制等を整備
	平成 30 (2018)	・ 「たつのこ産直市場」として開設 ・ 出荷者増加への取組及び栽培講習会の実施
	令和元 (2019)	・ 農産物の品質向上、出荷者及び固定客増加のための取組を実施
	令和 2 (2020)	・ 商品棚の修繕等、施設面における利便性向上の取組を実施
	令和 3 (2021)	進行管理終了
	令和 4 (2022)	
今後の取組の方向性		次期計画での進行管理
本施設は、第2期行動計画期間の中で、平成 29 (2017) 年度の供用開始を目標に取組を行い、平成 30 (2018) 年度の4月に開設しました。このため、第3期行動計画期間内は、利用者の利便性の向上を図りつつ、効果的・効率的な維持管理及び適正な事業運営を行っていきます。		対象外

個別施設の見直し事業化編（5施設）総括

事業化編では、①「第1期行動計画で再編成計画が確定し、整備を進めていく施設」、②「政策的な視点から新規に取り組む事業」について選定し取組を行いました。

①の施設に関する事業については、それぞれ、新学校給食センターにおいては「建設予定地の交渉の遅れ」、新保健福祉施設においては「社会経済情勢の変化への対応するための新たな機能の追加等」、旧長戸小学校の跡地活用においては「長戸コミュニティセンター移転の検討」などにより、計画当初の実施工程どおり整備を進めることはできませんでしたが、より良い施設となるよう再検証を加えながら取組を行ってきました。

また、②の農産物直売所については、「たつのこ産直市場」として実施工程どおり整備を進め、様々なイベントの開催や移動販売の実施、出荷者や市内生産者への講習会を開催するなど、利用者側、生産者側双方への取組を通じて、農業振興に資する施設となるよう取組を行っています。

なお、②の道の駅については、軟弱地盤に伴う護岸改修工事の工法検討や敷地内の不測の埋設物、駐車場部分の液状化対策等、課題が多く出てきたことから、工程を時期未定として見直し、概算事業費や収支状況等の再検証を行うなど、事業の在り方を見直しています。

これらの第2期行動計画の取組を踏まえ、第3期行動計画では、①の施設に関する3つの事業（対象施設は第2期行動計画策定当初と異なる）を当初から進行管理の対象施設（事業）として「継続的な取組」を行っていくとともに、道の駅については、具体的実施工程が確定した段階で加えていくことを想定しています。

第3章 計画の取組

1 対象施設（事業）

本計画の対象施設（事業）は、次のとおりとします。

- ① 第2期行動計画から取組を継続する施設
- ② 第2期行動計画の取組結果から、新たな視点も踏まえ具体的取組を行っていく施設
- ③ 新たに重点的な取組を行う施設

なお、第1章の「4 計画の整理」で示した「取組体系の整理」や「対象施設（事業）の重点化」を踏まえ、第2期行動計画で対象としていた通常業務の中で行っていく「施設の維持管理」や「利用者の利便性向上」等に関する取組のみを行っていく施設については対象とせず、龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画に基づいて取組を行っていくこととします。

	事業名称	関連施設	取組区分	担当課
1	農業公園豊作村の今後の方針 検討結果に基づく機能・事業運 営の最適化	・ 農業公園豊作村（総合交流ター ミナル） ・ 農業公園豊作村（湯ったり館）	①	・ 農業政策課
2	新学校給食センターの整備及 び学校給食センター第一・第二 調理場跡地の活用検討	・ 学校給食センター第一調理場 ・ 学校給食センター第二調理場	①	・ 学校給食センター ・ 管財課（跡地活用）
3	新保健福祉施設の整備	・ 保健センター ・ 市役所庁舎	①	・ 管財課 ・ 健康増進課
4	地域福祉会館利活用の検討	・ 地域福祉会館	①	・ 管財課（再編成） ・ 福祉総務課
5	第二庁舎の再編成	・ 第二庁舎	①	・ 管財課（再編成） ・ 道路公園課
6	森林公園の再整備	・ 森林公園（管理棟等）	①	・ 道路公園課
7	新長戸コミュニティセンター の整備及び長戸コミュニティ センター跡地の活用検討	・ 長戸コミュニティセンター	①	・ 地域づくり推進課 ・ 道路公園課 ・ 管財課（跡地活用）
8	職業訓練共同施設の今後の在 り方の検討に基づく機能・事業 運営の最適化	・ 職業訓練共同施設	②	・ 商工観光課
9	龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子 人づくり学習」を踏まえた、小 中学校の適正規模・適正配置の 取組	・ 小学校（11施設） ・ 中学校（5施設）	②	・ 教育総務課 ・ 管財課（跡地活用）
10	公共施設跡地活用の検討	・ 旧城南中学校 ・ 旧佐貫中央第2駐輪場	③	・ 管財課（跡地活用） ・ 都市計画課 ・ 道路公園課

2 取組

1 農業公園豊作村の今後の在り方の検討結果に基づく機能・事業運営の最適化

(1) 中期目標の設定

第2期行動計画で策定した今後の方針に基づき、公募による指定管理者の選定により、当面の利用者の増加や運営コストの負担軽減を図る。

また、指定管理者による事業運営をモニタリングした上で、令和9（2027）年度に公共施設としての建物及び機能の維持を判断し、判断に応じた取組を行っていきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	・ 公募による指定管理者の選定（指定）※5年間 ・ 公共施設としての建物及び機能の維持を判断するための目標や基準を決定
令和6 (2024)	・ 指定管理者による事業運営のモニタリング
令和7 (2025)	・ 指定管理者による事業運営のモニタリング
令和8 (2026)	・ 指定管理者による事業運営のモニタリング ・ 地元自治会との協議 ・ 民間事業者等へのヒアリング
令和9 (2027)	・ 公共施設としての維持を判断 【公共施設として維持する場合】 ・ 改修計画を作成 【公共施設として維持しない場合】 ・ 地元自治会との協議 ・ 跡地活用の検討を開始

2 新学校給食センターの整備及び学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討

(1) 中期目標の設定

新学校給食センターの建設工事を進めて行くとともに、運用について検討を行い、令和5（2023）年度に供用を開始します。

また、跡地となる第一・第二調理場については、第二調理場は解体、第一調理場は民間事業者等による活用に向けて取組を行った上で、活用に至らない場合には解体を行い、総量の最適化を図ります。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆新学校給食センターの整備 ・新施設における効率的な運用方針の決定 ・ 建設工事を完了し、供用を開始 ◆学校給食センター第一・第二調理場跡地の活用検討 ・ 第二調理場の解体工事实施設計を行った上で解体工事を行い、龍ヶ崎西小学校駐車場として整備 ・第一調理場の公募型プロポーザル等による事業者の選定（決定）
令和6 (2024)	◆学校給食センター第一調理場跡地の活用検討 【公募型プロポーザル等で事業者が選定（決定）された場合】 ・ 契約手続きを行い、民間事業者等による活用 【公募型プロポーザル等で相手先が決まらなかった場合】 ・ 解体工事实施設計及び解体工事を実施
令和7 (2025)	進行管理終了
令和8 (2026)	
令和9 (2027)	

3 新保健福祉施設の整備

(1) 中期目標の設定

令和5（2023）年度6月までに、保健センターとしての機能や利用環境、福祉機能のプライバシー等、利用環境に配慮するとともに、建設コスト等の費用対効果を考慮した形で実施設計を完了し、令和7（2025）年度の供用開始に向けて建設工事を行っていきます。

また、3階に予定している「市民交流スペース」の運営について検討を行っていくとともに、福祉機能の集約に伴い空きスペースが生じる市庁舎内の機能の再配置について検討を行っていきます。

なお、新保健福祉施設供用開始後、現在の保健センターを解体し、借地部分を所有者に返却します。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆新保健福祉施設の整備 ・実施設計を完了 ・建設工事を開始 ・市民交流スペースの運営手法を決定 【市直営で運営を行う場合】 ・市民への貸出し方法等検討 【指定管理者が管理運営を行う場合】 ・条例制定等の手続きを実施 ◆市庁舎内の機能の再配置 ・組織機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修等を検討 ◆保健センターの解体 ・解体工事実施設計を完了
令和6 (2024)	◆新保健福祉施設の整備 ・建設工事を完了 ・市民交流スペースの運営準備 【市直営で運営を行う場合】 ・市民への貸出し方法を決定し、必要な環境整備に向けた取組を実施 【指定管理者が管理運営を行う場合】 ・指定管理者の選定（指定） ◆市庁舎内の機能の再配置 ・組織機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修内容について決定
令和7 (2025)	◆新保健福祉施設の整備 ・供用開始 ◆市庁舎内の機能の再配置 ・組織機構改革を踏まえた部課等の再配置や必要な改修を実施 ◆保健センターの解体

	・解体工事を実施し整地した上で、借地部分を所有者に返却
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

4 地域福祉会館利活用の検討

(1) 中期目標の設定

社会福祉協議会が令和 7（2025）年度に新保健福祉施設に移転することに伴い、一部ボランティア等が使用するスペース等を除き多くの部屋が空くことから、市役所に隣接する立地を生かした機能の集約等、再編成の視点で検討を行い、有効活用につなげていきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和 5 (2023)	・ 社会福祉協議会とボランティアが使用するスペース等を協議し決定 ・ 再編成の視点で利活用を検討
令和 6 (2024)	・ 利活用を決定し、必要な改修等を整理
令和 7 (2025)	・ 必要な改修等を実施し、新たな活用を開始
令和 8 (2026)	進行管理終了
令和 9 (2027)	

5 第二庁舎の再編成

(1) 中期目標の設定

第二庁舎に入居し、行政機能として道路管理等の現場業務を担っている「施設管理事務所」について、職員定数の削減や事務事業の見直し等の取組により、新規職員の採用を見送ってきているものの、今後の方向性が明確に示されていないことから、「施設管理事務所」が移転可能な施設の検討を同時並行で行いつつ、今後の方向性を決定します。その上で、今後の使用期間に応じて、費用対効果を勘案し、移転若しくは当面の維持を判断します。

また、「公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター」については、上記検討を踏まえつつ、移転を前提に協議を行い、早期に移転スケジュールを決定します。

なお、両方移転となった場合には、移転後、第二庁舎を解体し、借地を所有者に返却します。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆施設管理事務所 ・今後の方向性を検討し決定 ・移転可能な施設の検討 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター ・移転に向けた協議を行い、移転先及び移転スケジュールを決定
令和6 (2024)	◆施設管理事務所 ・今後の方向性を踏まえ、移転若しくは当面の維持を判断 【移転する場合】※機能維持を想定 ・移転可能な施設を決定し、移転先の必要な改修等を検討 【当面維持する場合】※機能廃止を想定 ・使用期間に応じた改修計画を作成 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター ・移転スケジュールに基づき、移転に向けた協議を実施
令和7 (2025)	◆施設管理事務所 【移転する場合】 ・移転先の必要な改修を実施 ・第二庁舎の解体工事実施設計を実施 【当面維持する場合】 ・継続使用 ◆公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センター ・移転 ※移転時期は、団体の状況により令和8（2026）年度以降も想定されます。
令和8 (2026)	◆施設管理事務所 【移転する場合】 ・移転 ・第二庁舎の解体工事を実施し整地した上で、借地を所有者に返却
令和9 (2027)	進行管理終了

6 森林公園の再整備

(1) 中期目標の設定

民間事業者等との連携を視野に、交流人口の増加や地域活性化に資する拠点施設として再整備し、令和6（2024）年度に供用を開始します。

なお、再整備に関し、建物を伴う公園施設の設置やその後の維持管理、事業運営については、縮充の視点で持続可能なものとなるよう、積極的に民間資金やノウハウを導入できる枠組みとすることを基本とします。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	・ 官民連携事業を導入し、公募により事業者を選定 ・ 基本協定締結 ・ 事業者と公園施設設置協議を実施 ・ 公園施設設置工事を開始
令和6 (2024)	・ 実施協定、契約等締結 ・ 公園施設設置工事を完了し、供用を開始
令和7 (2025)	進行管理終了
令和8 (2026)	
令和9 (2027)	

7 新長戸コミュニティセンターの整備及び長戸コミュニティセンター跡地の活用検討

(1) 中期目標の設定

令和5（2023）年度6月までに新長戸コミュニティセンター及び既存の体育館改修の設計を完了し、令和6（2024）年度の供用開始に向けて建設工事を行うとともに、進入路の拡幅工事完了に向けて取組を行っていきます。

また、跡地となる長戸コミュニティセンターについて、新施設供用開始後解体を行い、老朽化が著しい埋蔵文化財収蔵庫を整備することを基本に、検討を行っていきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆新長戸コミュニティセンター整備 ・実施設計を完了 ・新長戸コミュニティセンター建設工事及び既存体育館改修工事を実施 ◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 ・埋蔵文化財収蔵庫を整備することを基本に活用を検討し、活用方針を決定
令和6 (2024)	◆新長戸コミュニティセンター整備 ・新長戸コミュニティセンター建設工事及び既存体育館改修工事を完了 ・道路舗装工事を実施し、進入路の拡幅工事を完了 ・供用開始 ◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 ・長戸コミュニティセンター解体工事実施設計を実施 ・長戸コミュニティセンター解体工事を実施 【埋蔵文化財収蔵庫を整備して活用する場合】 ・実施設計及び建設工事を実施
令和7 (2025)	◆長戸コミュニティセンター跡地の活用検討 【埋蔵文化財収蔵庫を整備して活用する場合】 ・供用開始
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

8 職業訓練共同施設の今後の在り方の検討に基づく機能・事業運営の最適化

(1) 中期目標の設定

第2期行動計画で策定した今後の方針に基づき、職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会との協議を継続することに加え、負担金交付市町の意向を確認し、今後の方針を決定する。さらに、方針決定後は、計画期間内での完結に向けて取り組んでいきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	・ 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と移転等の方針を協議 ・ 負担金交付市町への意向確認
令和6 (2024)	・ 職業訓練法人龍ヶ崎地区高等職業訓練協会と移転等の方針を協議 ・ 負担金交付市町への意向確認
令和7 (2025)	・ 方針の決定を受けて取組を設定
令和8 (2026)	・ 方針の決定を受けて取組を設定
令和9 (2027)	・ 方針の決定を受けて取組を設定

9 龍ヶ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を踏まえた、小中学校の適正規模・適正配置の取組

(1) 中期目標の設定

令和8（2026）年度までに既存校舎等の長寿命化及び新規校舎等の整備を行い、長山中学校を受入れ校とした義務教育学校を令和9（2027）年度に開校します。

また、その他の小中学校について、「施設一体型小中一貫校・学校統合に関する調査報告書」の考え方を基本に、小学校同士の統合や施設一体型小中一貫校の整備について検討を行っていきます。

このほか、松葉小学校や長山小学校をはじめ、今後の検討により廃校となることが見込まれる学校施設について跡地活用を検討し、廃校後の早期の有効活用に努めます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事実施設計 ・プール解体工事及び仮設駐車場整備 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への情報提供・情報共有
令和6 (2024)	◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事を開始 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事実施設計 ・統合準備会等の発足 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・具体的な検討を開始（内部協議） ◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議
令和7 (2025)	◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・小学校校舎及び体育館新築工事を完了 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事を開始 ・統合準備会等での協議及び決定 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・小規模校に属する保護者及び住民自治組織からの意見聴取 ◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議 ・サウンディング型市場調査の実施
令和8 (2026)	◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・中学校校舎及び体育館長寿命化工事を完了 ・駐車場及び駐輪場を整備 ・統合準備会等での協議及び決定事項の遂行 ◆その他小学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・小規模校に属する保護者及び住民自治組織からの意見聴取

	◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・検討を継続（跡地活用方針の決定） ・松葉、長山地域の住民自治組織等関係者への説明及び協議
令和9 (2027)	◆長山中学校を受入れ校とした義務教育学校の整備 ・供用開始 ◆その他小中学校の統合及び施設一体型小中一貫校の検討 ・統合校等対象校に属する保護者及び住民自治組織との合意形成 ・実施スケジュールの検討 ◆松葉小学校、長山小学校の跡地活用検討 ・跡地活用方針に基づく取組を実施（不動産鑑定等公募の準備を想定）

10 公共施設跡地活用検討

(1) 中期目標の設定

旧城南中学校跡地については、総量の削減を念頭に、にぎわいの創出につながる定住人口や交流人口の増加、少子高齢化への対応といった政策的な課題解決につなげていく視点が重要と捉えています。これまでの取組により、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、民間事業者等が活用していく方向性は決定していることから、早期に最終的な方針を決定し、有効活用を行っていきます。

また、旧佐貫中央第2駐輪場については、龍ヶ崎市駅の近くに立地していることから、行政での活用、民間事業者等による活用いずれの可能性も排除せず、早期に有効活用を検討していきます。

(2) 実施工程

年度	取組事項
令和5 (2023)	◆旧城南中学校跡地の活用検討 ・公募型プロポーザルにより事業者を選定 ・協定、契約等締結 ・地元の住民自治組織等への説明を実施 ・民間事業者等による活用を開始 ◆旧佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 ・道路用地としての都市計画決定解除手続きを実施 ・解体工事を実施 ・跡地活用の検討開始 ・民間事業者等へのヒアリングを実施
令和6 (2024)	◆旧佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 ・検討を継続（跡地活用方針の決定） ・跡地活用方針に基づく取組を実施
令和7 (2025)	◆旧佐貫中央第2駐輪場跡地の活用検討 ・跡地活用方針に基づく取組を実施し、活用を開始
令和8 (2026)	進行管理終了
令和9 (2027)	

龍ヶ崎市公共施設再編成の第3期行動計画（初版）

発行年月：令和5年3月（初版）

発行元：茨城県龍ヶ崎市 市長公室 企画課

茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL0297-64-1111（代表）